

富里市総合計画 後期基本計画

参考資料

- ◆富里市総合計画後期基本計画策定方針
- ◆富里市総合計画策定委員会設置要綱
- ◆富里市総合計画後期基本計画策定経過
- ◆用語解説



富里市総合計画後期基本計画策定方針

1. 趣旨

本市では、平成32年度までの10年間を計画期間とした基本構想において「人と緑が調和し 未来を拓く臨空都市 とみさと」を将来像とし、その実現に向けたまちづくりの目標(施策の大綱)を定めています。

引き続き、この基本構想に掲げた将来像を実現するために、取り組むべき施策などを明らかにする後期基本計画を策定し、まちづくりを進めます。

2. 計画の構成及び期間

後期基本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。



基本構想については、平成32年度までの10年間の構想として、富里市まちづくり市民会議からの提言を踏まえ、議会の議決を得て『まちづくりの基本理念』、『将来像』、『まちづくりの目標(施策の大綱)』などを定めたものであることから、見直しを行わないものとします。

まちづくりの基本理念

～みんなでつくる 笑顔あふれるまち・富里～

将来像

人と緑が調和し 未来を拓く臨空都市 とみさと

まちづくりの目標(施策の大綱)

- 目標1 手をつなぎ、みんなで目指す、明るく元気なまち
- 目標2 教えあい、みんなで学ぶ、心の豊かさと愛を育むまち
- 目標3 みんなが活躍し、農・商・工がともに輝く活力あるまち
- 目標4 人と自然が調和し、安全安心なまち
- 目標5 市民のこころをむすび、可能性を未来につなぐまち
- 目標6 市民と行政の気持ちの共有による自立したまち

3. 策定方針

平成32年度までの計画期間である基本構想に示した基本理念のもと、目指す将来像「人と緑が調和し 未来を拓く臨空都市 とみさと」実現に向け、まちづくりの目標(施策の大綱)に沿い後期基本計画を策定します。

策定にあたっては、社会情勢や本市の状況を調査・分析し、前期基本計画に示した各指標の達成状況についても評価・分析を行い、課題を明らかにし、下記の項目について見直しを行います。

項 目	見直し及び設定内容
施策	市民アンケートの分析結果や社会情勢の変化等により必要に応じて追加・見直しを行います。
現況と課題	市民アンケートの分析結果や指標の達成状況等を踏まえて見直しを行います。
基本方針	現況と課題の見直しを受け、必要に応じて見直しを行います。
指標(目標値)	現況と課題、基本方針の見直しを踏まえ、平成32年度の目標値を設定します。
施策の展開	施策の見直しに合わせ、主な取組とその内容を示します。

4. 策定にあたって考慮すべき事項

●市民ニーズ

市民アンケートの実施により、市民意識の変化や市民サービスに対する満足度や期待度を把握し、各施策の立案を行います。また、幅広い市民意見を計画に反映させるため、パブリックコメントを実施します。

●人口

人口減少に対する取り組みを進めるため、詳細な人口の現状分析や将来人口推計を行い、その結果を踏まえ、各施策の立案を行います。

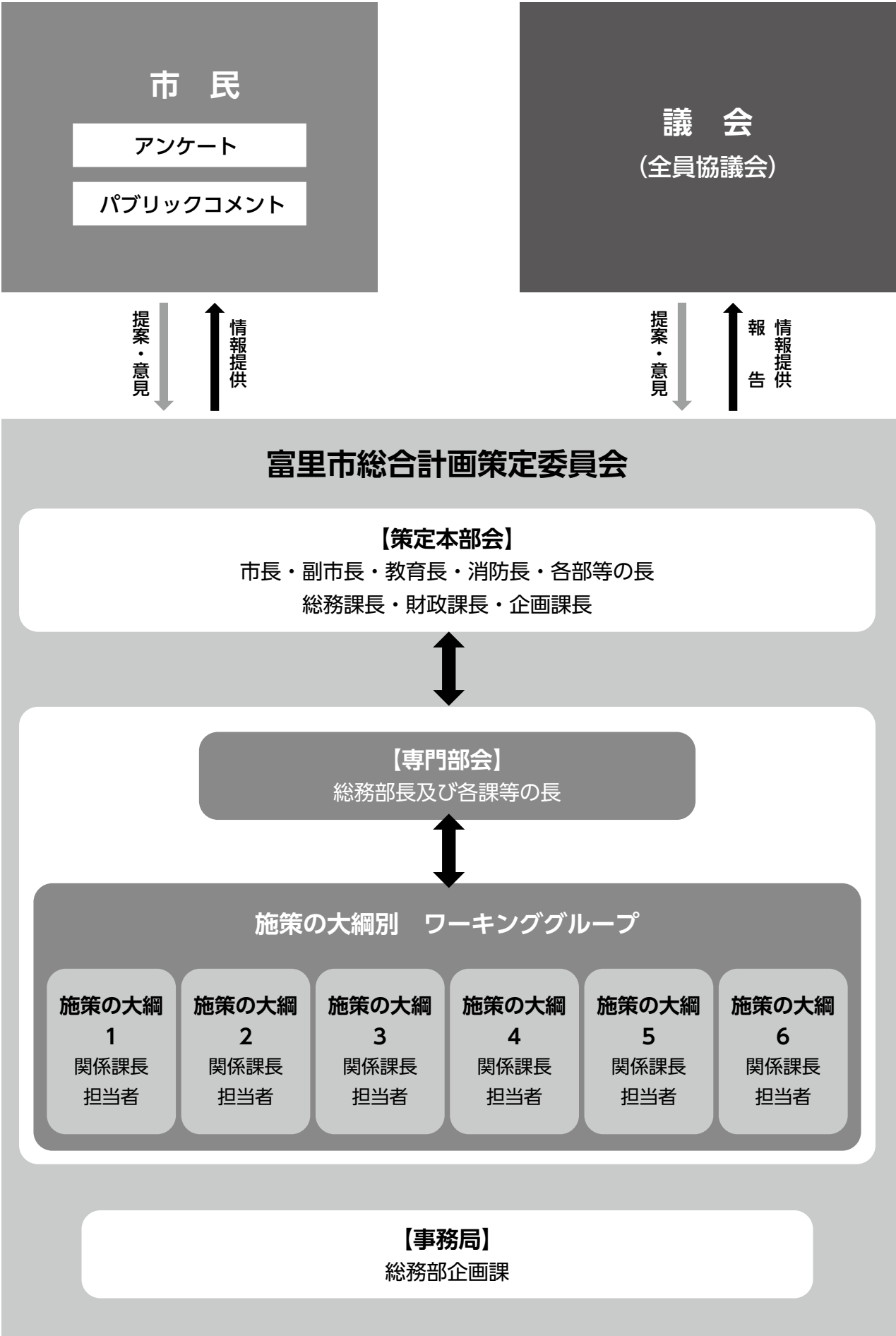
●地方版総合戦略

地方版総合戦略の策定作業と歩調を合わせ、整合を図りながら策定を進めます。

5. 策定期間

平成27年9月までに素案を作成し、平成28年度当初予算編成にあたります。最終策定はパブリックコメントを実施したうえで、平成28年3月を目途とします。

6. 策定体制(イメージ)





富里市総合計画策定委員会設置要綱

富里市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「人と緑が調和し 未来を拓く臨空都市 とみさと」を将来像とする基本構想の実現を目指し、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする後期基本計画を策定するため、富里市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、策定本部会、専門部会をもって組織する。

(策定本部会)

第3条 策定本部会は、専門部会の報告を受けて後期基本計画の調整を行い、決定する。

- 2 策定本部会は、本部長、副本部長及び本部会員をもって組織する。
- 3 本部長には市長、副本部長には副市長をもって充てる。
- 4 本部会員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、策定本部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 専門部会は、後期基本計画に関する調整を行い、その計画案を策定本部会に報告するものとする。

- 2 専門部会は、専門部長、副専門部長及び専門部会員をもって組織する。
- 3 専門部長には総務部長、副専門部長には企画課長をもって充てる。
- 4 専門部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 専門部長は、専門部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副専門部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときは、その職務を代理する
- 7 本部長は専門部会に、ワーキンググループを置くことができる。

(資料の提出要求等)

第5条 委員会において必要と認めるときは、関係課等に資料の提出を求め、又は会議に出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、後期基本計画の策定が完了した日にその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

策定本部会

区 分	職
本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
本 部 会 員	教育長、消防長、総務部長、健康福祉部長、市民経済環境部長、都市建設部長、教育次長、総務課長、財政課長、企画課長

別表第2（第4条関係）

専門部会

区 分	職
専 門 部 長	総務部長
副専門部長	企画課長
専門部会員	総務課長、秘書広報課長、財政課長、課税課長、納税課長、社会福祉課長、子育て支援課長、国保年金課長、高齢者福祉課長、健康推進課長、産業経済課長、環境課長、市民課長、市民活動推進課長、建設課長、都市計画課長、都市整備課長、下水道課長、会計課長、水道課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、消防総務課長、予防課長、消防署長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長



富里市総合計画後期基本計画策定経過

年月日	主な経過	主な内容
平成27年 3月 2日	庁議	策定体制等の決定
平成27年 4月20日	第1回総合計画策定委員会策定本部会	策定方針について 等
平成27年 5月 1日	第2回総合計画策定委員会策定本部会・第1回専門部会	市民意識調査について
平成27年 6月 2日	第1回ワーキンググループ	策定方針について 等
平成27年 6月 3日	市民意識調査	6月17日まで 対象者18歳以上3,000人無作為抽出 回収率36.0%
平成27年 6月19日	市議会全員協議会	策定方針及び取組状況について
平成27年 7月 6日	第3回総合計画策定委員会策定本部会・第2回専門部会	前期基本計画成果指標の進捗状況について 等
平成27年 7月21日	第4回総合計画策定委員会策定本部会・第3回専門部会	前期基本計画の施策評価について 等
平成27年 8月 6日	第5回総合計画策定委員会策定本部会・第4回専門部会	転入・転出に関するアンケート結果について 等
平成27年 9月18日	第6回総合計画策定委員会策定本部会・第5回専門部会	後期基本計画施策検討シートについて 等
平成27年12月11日	第7回総合計画策定委員会策定本部会・第6回専門部会	後期基本計画の構成について 等
平成27年12月16日	市議会全員協議会	後期基本計画の策定状況について
平成28年 1月18日	第8回総合計画策定委員会策定本部会・第7回専門部会	後期基本計画(案)について 等
平成28年 2月12日	第9回総合計画策定委員会策定本部会	後期基本計画パブリックコメント(案)について 等
平成28年 2月15日	市議会全員協議会	後期基本計画(案)について
平成28年 2月17日	パブリックコメント	3月7日まで
平成28年 3月14日	第10回総合計画策定委員会策定本部会	後期基本計画策定



用語解説

	用語	用語説明
あ	アダプトプログラム	道路などの公共の場所を養子にみたて、住民が里親になって養子の美化（清掃）などを行う。
	移送サービス	在宅の要介護・要支援状態にある高齢者及び重度心身障害者の外出を支援する事業。
	一般廃棄物最終処分場	焼却などによる一般廃棄物を埋立処分する施設。
	一般廃棄物処理基本計画	長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画。
	医療扶助	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない方に対して医療の給付を行う。
	インバウンド	海外から日本に訪れる観光客（訪日外国人）、またその旅行（訪日外国人旅行）のこと。
	印旛衛生施設管理組合	佐倉市、四街道市、八街市、富里市及び酒々井町の各市町内のし尿等を共同で処理する組合。
	印旛広域水道用水供給事業	利根川などから取水した原水を水道水にして、水道事業を行っている成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、長門川水道企業団（印西市の一部及び栄町で構成）へ供給する事業。
	A L T	日本の学校における外国語授業の補助を行う助手。
	江川一号雨水幹線	江川第一排水区における七栄字西二本榎付近の市道から国道 409 号を横断し、ふるさと自然公園を結ぶ雨水幹線。
	温室効果ガス	大気中に存在し、太陽からの熱を封じ込め、地表を暖める働きをする気体（二酸化窒素、メタン、一酸化窒素など）の総称。
か	街区公園	最も身近に利用できる公園で、誘致距離 250m を標準としている。
	介護予防	いつまでも自分らしく自立した生活を送るため、日常生活に必要な心身機能の維持・向上を目的としている。対象者の状態によって、要介護状態になることの予防（一次予防）、心身機能低下の早期発見・早期対応（二次予防）、要介護状態の改善やその重篤化の予防（三次予防）の三段階がある。
	河川 B O D 濃度	生物化学的酸素要求量の略称であり、河川、湖沼などの水域における水中の有機物などの汚濁物質を分解するために、微生物が使う酸素の量を示している。B O D の値が大きいほど有機物による水質汚濁が著しいことを示している。
	学校適応専門指導員	不登校児童・生徒の支援のため、平成 7 年度からふれあい教室（適応指導教室）を設置し指導員を配置している。
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所や風呂などの排水）を併せて処理する浄化槽。
	家庭雑排水処理施設	道路側溝などに排水された生活雑排水（台所や風呂などの排水）が河川に到達する前に浄化する施設。
	観光プロモーション	観光地としての宣伝活動のこと。
	企業誘致制度	富里市内の工業団地に企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業振興と雇用機会の拡大を図るもの。
	企業等立地サポート制度	市が民間土地所有者の土地活用を支援し、企業等の立地を促進するために平成 18 年 9 月 1 日からスタートした制度。
	キャリア教育	児童・生徒一人ひとりの勤労観・職業観と自分の将来を設計できる力を育てる教育のこと。
	旧岩崎家末廣別邸	かつて富里市に存在した末廣農場内に設けられた、旧三菱財閥 3 代目総帥 岩崎久彌（いわさき・ひさや、1865 ～ 1955）の別邸。平成 24 年 10 月に土地と建物が富里市に寄贈され、現在は市が管理している。旧岩崎家末廣別邸を構成する主屋・東屋・石蔵の 3 棟は、平成 25 年に国登録有形文化財（建造物）として登録されている。
	救急救命士	病院又は診療所へ搬送されるまでの間に、傷病者に対し救急車等にて、医師の指示の下に救急救命処置を行える救急隊員のこと。
	行政改革大綱	行政改革推進の基本方針や改革推進項目など、行政改革の指針となるもの。
	行政評価	行政の活動を何らかの統一的な視点と手法によって客観的に評価し、その結果を行政運営に反映させること。
	共同利用施設	航空機騒音による障害の緩和に資するため、地域住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設。
	近隣公園	街区公園と同様、主として近隣に居住する人が利用する公園であるが、街区公園より規模が大きく、誘致距離 500m を標準としている。

	用語	用語説明
か	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者が尊厳ある生活を送ることができるように、生きる権利を守ること。
	広域行政	広域行政共通の行政課題を処理するために、広域の行政単位を設けて行政を行うこと。
	公園管理協定	地域の公園等を、市の管理に加えて、地元自治会等と管理協定を締結し、公園等の清掃、樹木の軽易な剪定、除草等を行うこと。
	耕作放棄地	1年以上耕作されず、さらに今後数年の間に再び耕作する意思のない農地のこと。
	小型合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所や風呂などの排水）を併せて処理する小型戸別の浄化槽。
	国道 464 号北千葉道路	市川市から千葉ニュータウンを経て成田市を結ぶ延長 45km の道路。
	国保特定保健指導	国保特定健康診査の結果により、個人の健康状態にあった生活習慣改善のサポートを行うもの。
	国保特定健康診査	国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳の人を対象に実施する、生活習慣病の予防を目的とした健康診査。
	個別指導補助員	市内小・中学校の特別支援学級又は通常の学級に在籍する特別の支援を必要とする児童・生徒への学習上又は生活上の個別支援をするための指導補助員。
さ	財政調整基金	財政の健全な運営を図るため、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源等に充てるための基金。地方財政法で設置が義務づけられている。
	酒々井インターチェンジ	酒々井町に建設された東関東自動車道のインターチェンジ。
	事業認可区域	下水道事業計画を定め、都道府県知事の認可を受けた区域。
	資源回収	使用した紙類・布類・アルミ缶・ガラスびんを資源として回収すること。
	シティセールス活動	市の有する魅力や個性を国内外に売り込むこと。
	指定管理者制度	公共施設の管理・運営を民間企業や団体などに委託することで、市民サービスの向上やコスト削減を図る仕組みのこと。
	事務事業	市が行う行政活動を目的（誰・何を対象として、どういう意図で行っているのか）ごとに区分したもの。
	集中合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所や風呂などの排水）を併せて共同で処理する浄化槽。
	集落営農	集落等を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。
	首都圏中央連絡自動車道	都心から半径約 40km ～ 60km の地域を連絡する全長約 300km、県内区間延長約 95km の環状道路。
	循環型社会	自然の物質循環を損なわないよう、生産、消費、廃棄等社会経済化活動の全般を通じて、資源やエネルギーの一層の効率化を進めたり不要物の発生を抑制したりするなど、大気、水、土壌等環境への負荷を極力軽減しようとする仕組みをもつ社会のことをいう。
	小児初期急病診療所	時間外における小児救急医療を行う診療所。
	J T E	日本の学校における外国語授業の補助を行う補助員。
	ジョイント・スクール事業	平成 26 年度より小学校から中学校への滑らかな接続を果たすため、「ジョイント・スクール構想」に取り組み、既存の中学校区を一つの学園【北学園・中央学園・南学園】とみなし、義務教育 9 年間の児童・生徒の成長・発達の連続性に配慮した教育活動により、生きる力の育成を図っている事業のこと。
	新オレンジプラン	認知症施策推進総合戦略。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して平成 27 年 1 月に策定された戦略のこと。
	成果指標	各施策の達成度を計るため、具体的な数字で確認することができる数値目標のことを指す。
	生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口層を示す。
	セーフティネット	網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種。
	総合公園	主として 1 つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。
た	待機児童	保育所に入所を申し込みした人で、入所要件に該当しているが、入所していない児童をいう。
	耐震性貯水槽	耐震性を有し、災害時の消火用水を貯める大きなタンク。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

	用語	用語説明
た	男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいう。
	地域ケア	住み慣れた自宅や地域において安心して暮らし続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスなどを有機的に結びつけ、切れ目無く提供するトータルケアサービスのこと。
	地域包括支援センター	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域にある介護・福祉・医療などの機関と連携し、社会資源を活用していくための拠点。
	地下還元機能	雨水を地下に浸透させること。
	地区保健推進員	富里市在住の女性で養成講座を修了し、市長の委嘱を受けた人。住民の健康増進を図るために、母子から成人・老人までの健康づくり事業や食生活改善事業のほか、運動の普及・推進を行う。
	地方債	地方公共団体が債券の発行を通じて行う借金により負う債務。
	地方分権	国からの地方（県・市町村）に対する関与を廃止・縮小したり、国の事務権限や財源を地方に移したりすること。
	特定目的基金	各種事業などの特定の目的のために資金を積み立てるために設置される基金。
	特別支援教育	障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
	都市基盤	道路や上下水道をはじめ、都市における生活の基盤となるさまざまな公的施設の総称をいう。
	都市計画道路	都市の基盤的施設として、都市計画法に基づいて「都市計画決定」された道路をいう。
	都市公園	都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。
	都市マスタープラン	都市計画法によって、市町村自らが定めることとされている「都市計画に関する基本的な方針」をいう。
	図書館サービスポイント	本館以外に簡易な図書館サービスを受けられることができる施設のこと。
	富里市教育施設耐震化整備等事業計画	平成 20 年度から平成 28 年度を計画期間とする公立学校施設の耐震化推進計画。
	富里市地域防災計画	災害対策基本法に基づき、富里市の実情に即して作成する、災害対策全般にわたる基本的な計画。
	富里市まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市の持つ地域特性を活かし、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し「まち」の活性化につなげるために策定した総合戦略。
な	富里ブランド	富里市発の商品・サービスのブランド化と市のイメージのブランド化を結び付け、持続的な地域経済を図ること。
	『とみの国』検定	市独自に漢字検定・計算検定問題を作成し児童・生徒を対象に実施する検定のこと。
	成田財特路線	成田国際空港周辺地域整備計画に位置付けられた路線。
	成田市急病診療所	夜間や休日に「かかりつけ医」が不在の場合に、急病患者の初期治療と応急処置を行う診療所。
	認定農業者	農業経営の規模拡大、経営の合理化などを目指し、農業者が作成する農業経営改善計画に対し、市から認定を受けた農業者のこと。
	根本名川九号雨水幹線	根本名川第七排水区における日吉倉地区から区画整理事業地を結ぶ雨水幹線。
	農業振興地域整備計画	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農地利用を定める計画。
	農用地利用集積事業	農地の団地化を行い農作業の効率化を図る目的で、農地経営基盤強化法に基づいて農地の貸し借りを行える制度として、農用地貸借等の利用権設定を行うこと。
	農業用廃プラスチック	農業生産手段として利用された農業用プラスチックフィルム等を全般的に農業用廃プラスチックという。
	農地中間管理事業	都道府県が設置した農地中間管理機構が農地所有者と農業経営者の間に立って農地の賃借を行うなど、耕作放棄地の活用や担い手への農地の集積・集約化等により、農地の利用の効率化及び高度化を促進するための事業。
	ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もが普通に暮らしていけるように環境や条件を改善していこうという考え方。

	用語	用語説明
は	パークアンドバスライド	自宅から最寄の駅やバス停まで自家用車で移動し、車を駐車場に駐車した後、そこから鉄道やバスを利用して目的地に向かう乗換システムのこと。
	廃棄物処理施設	廃棄物処理施設は中間処理施設と最終処分場に分けられる。中間処理施設は焼却などを行う施設で、最終処分場は廃棄物を最終的に埋立処分する施設。
	畑地帯総合整備事業	用水の安定供給と排水改良を県営事業において施行する事業。
	パブリックコメント	市の施策や基本的な計画などを策定する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に公表して、いただいた意見を考慮し決定する一連の手続き。
	バリアフリー化	高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に関わる障壁（バリア）を取り除いていくこと。（公共の建物や道路、個人の住宅その他における段差の解消、車椅子での通行可能となるような出入口、廊下、歩道における幅員の確保など）
	フィルムコミッション	映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関。
	福祉カー	心身障害者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るために設置したリフト付ワゴン車。
	ふるさと学習	子どもたちがふるさとである富里に愛着を持ち、地域の一員としての在り方を考えるような学習。
	ふるさと応援寄附金	富里市のまちづくりを応援する個人及び団体からの寄附金。寄附者が思う用途について寄附金を活用し、富里のふるさとづくりを推進する。
	放課後児童クラブ	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に学童クラブなどを利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
	防災行政無線	災害発生時に、市民に正確な情報を迅速に提供できるよう設置された放送設備。
ま	北総中央用水事業	千葉市、八街市、富里市、佐倉市、成田市、山武市、東金市の7市への農業用水の供給を図る事業。
	ホストタウン	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体のこと。
ま	マスメディア	マスコミュニケーションの媒体。新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどをいう。
	まちづくり市民会議	基本構想及び基本計画の策定にあたり、市民からのまちづくりに関わる提言を受けることを目的として、市民と協働による計画づくりを推進するために設置された会議。
や	八富成田斎場	成田市・八街市・富里市で管理運営している斎場。
	有形・無形文化財	有形文化財は、建造物・絵画・彫刻・工芸品・書籍・典籍・古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの、及び考古資料その他の学術上価値の高い歴史資料。無形文化財は、演劇・音楽・工芸技術その他の日本の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
	有収率	水道事業の効率性を計る指標。供給した配水量に対する料金として収入のあった水量の比率。
	要保護児童	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。
ら	ライフライン	電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備をいう。
	リハビリテーション	基本的人権を尊重し、障がいのある人が教育、労働、経済などあらゆる社会面において、障がいのない人と同等の権利の回復を目指すという考え方。

富里市総合計画 後期基本計画 2016－2020

平成28年3月

編集・発行

千葉県富里市 総務部 企画課

〒286-0292 千葉県富里市七栄652-1

TEL.0476-93-1118 FAX.0476-93-9954

富里市ホームページ

www.city.tomisato.lg.jp/